

第 45 回 清水社会人サッカーリーグ規約

1. 名 称 清水社会人サッカーリーグ（略称SSLとする）
2. 主 催 NPO法人清水サッカー協会
3. 主 管 清水社会人サッカーリーグ運営委員会
NPO法人清水サッカー協会 社会人部長 滝 公孝
実行委員長 市川教夫
4. 後 援 清水体育協会・(財)静岡県サッカー協会・日本経済新聞社
5. 期 日 平成22年4月より
6. チーム・選手資格
 - (1) 日本サッカー協会に第1種加盟団体登録及び選手登録の手続きを完了した社会人であること。
 - (2) チームの所在地が静岡県サッカー協会中等部支部内であること。
 - (3) 日本リーグ下にある他の支部リーグ、市1部、市2部リーグにおいて二重登録は認めない。
 - (4) 学生・高校生については、第2種登録をしていないものとする。
(学生・高校生だけで構成されるチームについては、他に制約あり)
 - (5) 資格について疑義が提出されたときは、実行員会で審議する。
 - (6) 試合中における事故・怪我等に関しては、サッカー協会および市リーグ実行委員会では一切責任を負えないので、各チームでスポーツ傷害保険等に加入し、対処すること。
7. 登 録
 - (1) 登録人数は15名以上とすること。
 - (2) 選手の登録有効期間は4月よりリーグ終了までとする。
 - (3) 選手の追加登録は、原則的にはリーグ戦開始前とし、実行委員会にて資格検討し決定する。リーグ戦中は、追加登録用紙を提出し、実行委員会にて資格検討し決定する。決定後、当該チームはただちに認められた選手を所属するリーグ全チームに用紙連絡しなければならない。追加登録用紙とそのコピー1部を追加登録選手を出場させる7日前に実行委員長に提出すること。(FAXでの受付も可 FAX 054-351-4433)
 - (4) 選手の削除も所属するリーグ全チームに用紙連絡すること。尚、削除された選手は、今期の他のチームへの登録は認められない。
 - (5) 選手の追加登録は、8月31日までとする。
8. 審 判
 - (1) 本リーグ加盟チームは、審判員を必ず3名登録すること。
 - (2) 主審・副審は、審判着を着用すること。
 - (3) 登録審判員は、審判講習会を受講し、認定を受けること。
 - (4) 日程で定められた審判当番を必ず行うこと。
 - (5) 審判が出来ない時は、代わりの人を探し、代行した人に3,000円(1,000×3名)を支払うこと。
9. 試 合
 - (1) 試合競技規則は、2010年の日本サッカー協会競技規則とする。
 - (2) 試合時間は、1部、2部ともに80分(40分・5分・40分)とする。
延長戦はない。
 - (3) メンバー表はフルネームで記入し、本部(当番チーム)に試合前に提出すること。
 - (4) キックオフ時、7名以上であれば試合は成立する。

(5) 選手交代は自由とする。但し、一度退場した選手はその試合には出られない。

(6) 順位決定 ① 勝ち点の総合点 (勝3点、分1点、負0点)

② ゴール数 (総得点マイナス総失点)

③ 得点率 (総得点/総失点)

(7) 試合中退場を命ぜられた選手及びチームの措置については、役員会にて決定する。退場者がでた場合、当番チームは当日のうちに運営員長に連絡し、運営委員長は実行委員長に連絡すること。後日実行委員会を開く。該当審判・選手は出席すること。但し、暴力行為以外の退場については、次節1試合の出場停止処分とする。

10. 試合組合せ

(1) 1部リーグ7チーム、2部リーグ5チーム、計12チームで構成する。

(2) リーグ日程は、リーグ実行委員会で作成し、運営委員会で決定する。

11. リーグ

(1) 1部リーグ1位には、県支部リーグへの代表権を与える。

入替制度

(2) 2部リーグ1位・2位は、1部リーグ昇格。1部リーグ下位2チームはそれぞれ2部リーグへ降格。但し、リーグのチーム数により、変更することもある。

(3) 県リーグから降格のチームがあれば、市1部リーグへ編入する。

12. ユニホーム

各チームは日本サッカー協会に登録したユニホームを使用すること。

13. 表彰

表彰はリーグ終了後の定例総会で行う。

1部・2部 (各リーグ) 1位 日経優勝杯・賞状・社会人リーグ杯

2位 賞状・社会人リーグ杯

3位 賞状・社会人リーグ杯

得点王 (各リーグ)

得点第1位 トロフィー

14. 罰則

(1) 棄権試合、没収試合は11-0とし、処罰については罰金1万円を相手チームに、罰金3千円を審判員に支払い、最終順位をその都度3位降格とする。

(2) 天災・地変・その他不可抗力による欠場は必ず前もって実行委員長・相手チームに通知して了解を得ること。

(3) 主審の意に反し試合を放棄した場合、没収試合とし14-(1)を適用する。

(4) リーグ日程は、原則として変えることはできない。

(5) 登録選手以外の選手が出場したチームは当試合を没し11-0とし14-(9)を適用する。尚、当該選手は今季の出場を認めないものとする。

(6) 規約に不履行が生じた場合には、実行委員会の決定に従うこと。

(7) 当番チームは、その任務を確実に行う。これを怠った場合は、翌年度のリーグ参加を認めないものとする。

(8) 日程の審判に来ないチームは、審判代行者に1万円 (主審5,000円、副審2,500円) を支払うものとする。

(9) 未登録社を出場させたチームについては、1部リーグチームについては次回リーグより2部降格、2部リーグについてはリーグ成績を最下位とする。